

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三七

告 示

○ 道路の区域を変更する件二件 三七

○ 道路の供用を開始する件 三七

公 告

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 三七

雑 報

○ 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三七

正 誤

○ 平成二十五年三月三十日付け号外第三十四号中 三七

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十三年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行新潟支店の項中「新潟県新潟市中央区東大通二丁目」を「新潟県新潟市中央区上大川前通七番町」に改める。

別表第二東西しらかわ農業協同組合の項中「中畑支店、矢吹支店」を「矢吹中央支店」に改める。

附 則

この規則中別表第一の改正規定は平成二十五年七月二十九日から、別表第二の改正規定は平成二十五年八月十二日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十五年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
		変更前	変更後		
県道福島吾妻裏磐梯線	福島市町庭坂字神ノ森 一番一〇地先から 同 市町庭坂字湯花沢 一番七地先まで	一七・八〇	一七・八〇	一四〇・〇	一四〇・〇
		六三・〇	六三・〇		
				一八・〇〇	一四〇・〇
				六三・〇	一四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十五年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前	敷地の幅員	延 長

路線名	区間	変更後の別		(メートル)	(メートル)
県道木幡飯野線	二本松市木幡字折越一八番一地从先から同 市木幡字折越三番一九地先まで	変更前	変更後	一三・三三 四五・〇	八八・〇 八八・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道福島吾妻裏磐梯線	福島市町庭坂字神ノ森一番一〇地先から同 市町庭坂字湯花沢一番七地先まで	平成二十五年七月二十三日

(道路計画課)

公告

公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人生きる

雑報

- 三 代表者の氏名
佐藤 眞一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市渡利字三本木前十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の自立を目的に、作業所の運営、障害者と地域との交流を通して障害者の自立を支える地域の人々を育てていくことを目的とするとともに、合わせて障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への掲載の依頼があったので、次のとおり掲載する。

平成二十五年七月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二條第三項の規定により、平成二十四年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十三日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷秀清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年6月27日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立谷 秀清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資 産	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	流動資産		1,800,533	2,834,036	784,336	554,649	745,464	386,417	230,890
固定資産				14,356,856	645	22	2,135,938	16,778,433	13,535,842
繰延資産									
資 産 合 計		1,800,533	2,834,036	15,141,192	555,294	745,486	2,522,355	17,009,323	13,864,884
負 債	流動負債	38,428	2,834,036		34,749	2,086	85,080	16,052,481	
	固定負債	1,025,274		15,141,192	168,288	42,373	477,388	29,974	13,096,968
	負債合計	1,063,702	2,834,036	15,141,192	203,037	44,459	562,468	16,082,455	13,096,968
資 本	資本剰余金						1,015,038		
	積立金								
	利益剰余金	736,831			352,257	701,027	944,849	926,868	767,916
	資本合計	736,831	0	0	352,257	701,027	1,959,887	926,868	767,916
負債・資本合計		1,800,533	2,834,036	15,141,192	555,294	745,486	2,522,355	17,009,323	13,864,884

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

収 入	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	負担金		6,541,819	20,089,442		213,945	215,016		
掛金		6,744,466	10,713,192			208,741			
施設収入・商品売上							546,644		
利息及び配当金		1,180		340,857	316	485	301	263,815	22
その他の収入		874,368			86,225	37,548	53,654	26,478	384,311
他経理からの繰入金					39,464		94,000		
前年度繰越支払準備金		1,025,281							
計		15,187,114	30,802,634	340,857	339,950	461,790	694,599	290,293	384,333
支 出	給付	6,851,005							
	役職員給与				151,756	22,888	57,368	9,285	22,110
	旅費・事務費				22,375	2,162	5,643	3,068	1,799
	商品仕入						240		
	飲食材料費						122,279		
	委託費				1,673	8,455	40,817	194	
	支払利息				340,857				112,477
	連合会払込金	177,251							16,599
	負担金払込金			20,089,442					
	掛金払込金			10,713,192					
	事務費負担金払込金				95,015				
	連合会拠出金	553,866							
	老人保健拠出金	93							
	退職者給付拠出金	597,231							
	他経理への繰入金	39,465					94,000		
	その他の支出	6,239,077				63,664	296,130	564,316	28,322
次年度繰越支払準備金	1,025,274								
計		15,483,262	30,802,634	340,857	334,483	423,635	790,663	153,346	382,766
差引当期利益金又は当期損失金(△)		△ 296,148	0	0	5,467	38,155	△ 96,064	136,947	1,567

○平成二十五年三月三十日付け号外第三十四号中

二上		ページ
二二	一九	段
平成二十五年法律第五十六号	平成二十五年法律第十二号	行
平成二十五年法律第一号	平成二十五年法律第一号	正
		誤

正 誤